

地区計画ガイド 旧戸板小学校地区

名 称		旧戸板小学校地区 地区計画
位 置		金沢市二口町ハ及び若宮町チの各一部
面 積		約 1.1 ha
及 び 区 域 保 全 に 関 係 す る 開 発 方 針 発 行	地 区 計 画 の 目 標	本地区は、ＪＲ金沢駅から西約 1.2 kmに位置する旧戸板小学校の跡地で、周辺には戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されている。 一体の跡地利用を周辺と調和のとれた快適な住宅地を誘導することで、魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。
	土 地 利 用 の 方 針	周辺の戸建て住宅を中心とした良好な住環境との調和のとれた土地利用を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途地域の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 (1) 畜舎又はサイロ (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） (5) 葬儀場 (6) ホテル又は旅館 (7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (8) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項各号に掲げる営業の用に供する建築物 (10) 建築基準法別表第２（に）項第３号に掲げる運動施設 (11) 倉庫業を営む倉庫 (12) 建築基準法別表第２（へ）項第１号及び第２号に掲げるもの
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	150 ㎡
	壁 面 の 位 置 の 制 限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。 2 次の各号に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。 (1) 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある部分をいう。以下同じ。）に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫 (2) 隣地及び水路の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の附属建築物
	建 築 物 等 の 高 さ の 最 高 限 度	12m

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。 2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑又は濃紺を基調とした落ち着いたある色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。 3 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。 (1) 表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 (2) 建築物等の屋根面及び屋上に設置しない。
		垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生け垣又は植栽によるもので「いぶき類」によるものは設けてはならない。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）
理由			周辺の戸建て住宅を中心とした良好な住環境との調和のとれた市街地の形成を推進・誘導していくため地区計画を定めるものである。

●旧戸板小学校地区 地区計画は、平成28年3月22日に都市計画決定し、平成28年6月23日に一部変更しました。

別 表

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9 以上	—
グレー等	N	4 ～ 8	—
	その他	4 ～ 8	1 以下
茶等	R	3 ～ 6	3 以下
		7 ～ 8	2 以下
	2.5YR、5YR	3 ～ 8	4 以下
	7.5YR、10YR	4 ～ 6	6 以下
		3, 7 ～ 8	4 以下
	2.5Y、5Y	3 ～ 8	4 以下
	7.5Y、10Y	3 ～ 8	2 以下
落ち着いた 色 調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4 ～ 6	2 以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3 以下	—
	その他	3 以下	1 以下
グレー	N	4 ～ 7	—
茶	5 R	4 以下	3 以下
	Y R	6 以下	4 以下
濃茶	5 Y R	4 以下	3 以下
濃緑	2.5 G	3 以下	2 以下
濃紺	2.5 B	3 以下	2 以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値

旧戸板小学校地区 地区整備計画 色彩の基準の説明

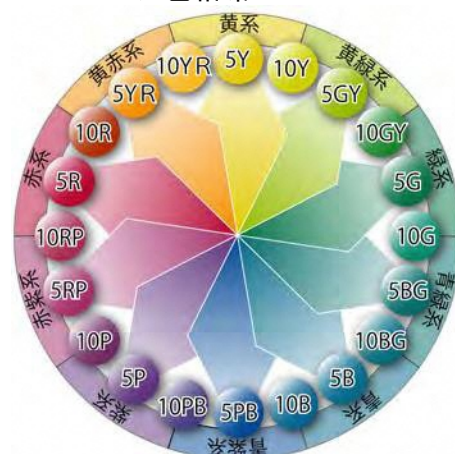
地区整備計画における建築物等の外壁や屋根の色彩基準では、JIS規格に採用され（JIS Z 8721）色彩の国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」は、1つの色について赤や青などの色合いを示す「色相」、明るさを示す「明度」、鮮やかさを示す「彩度」の3つの属性の組み合わせにより数値として示すものです。

●「色相 (Hue)」とは？

- ・赤、青といった「色合い」を表します。
- ・マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10RはOYRと同意です。

■マンセル色相環



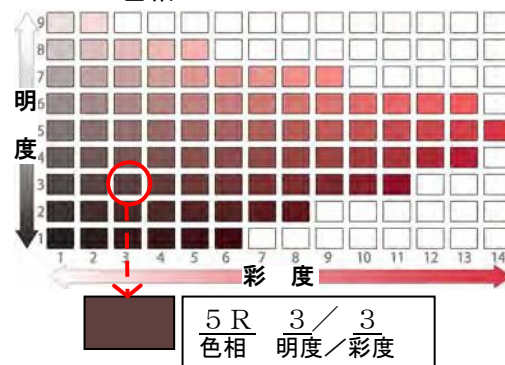
●「明度 (Value)」とは？

- ・色の明るさを表します。
- ・明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

●「彩度 (Chroma)」とは？

- ・色の鮮やかさを表します。
- ・色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

■5Rの色相



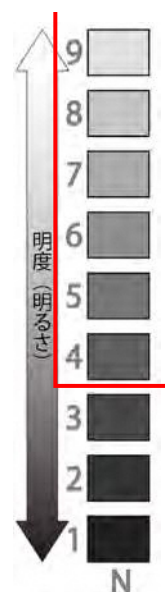
●マンセル値

- ・マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせることで表記したものが「マンセル値」です。
- ・「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

●地区整備計画の色彩基準

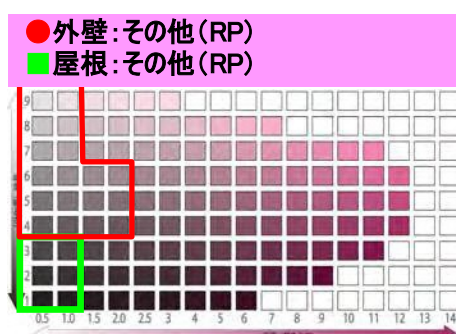
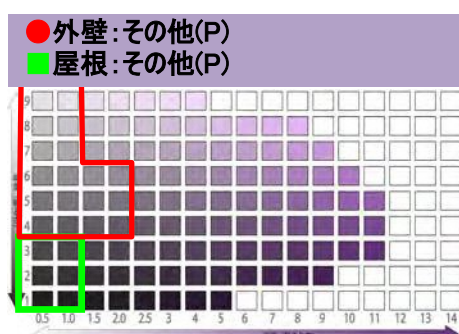
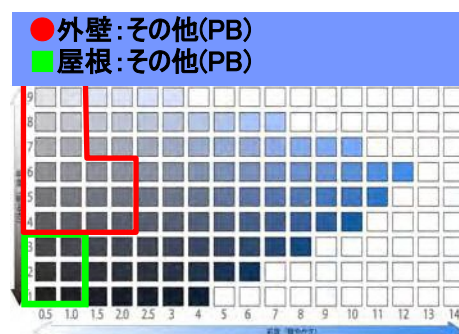
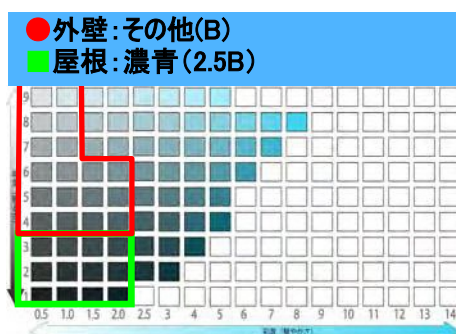
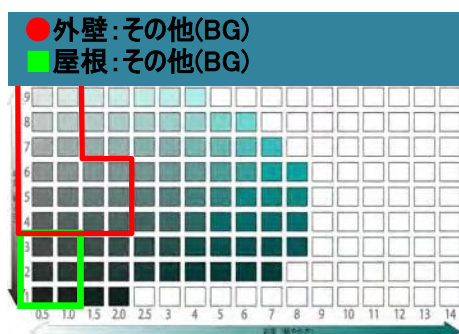
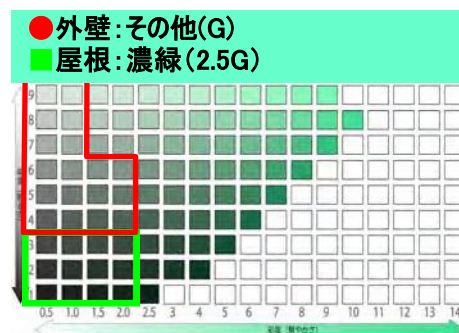
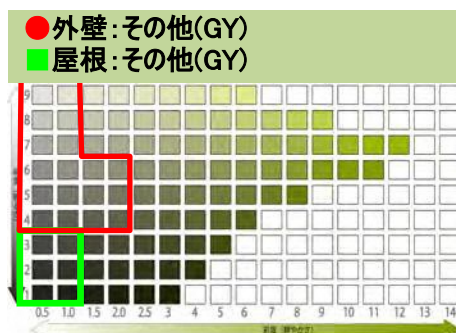
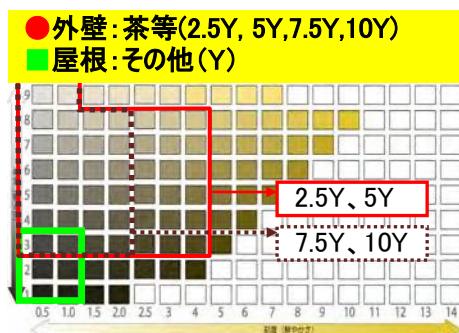
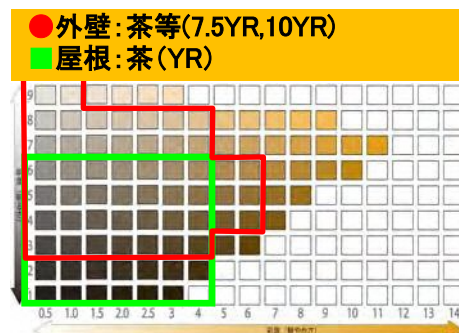
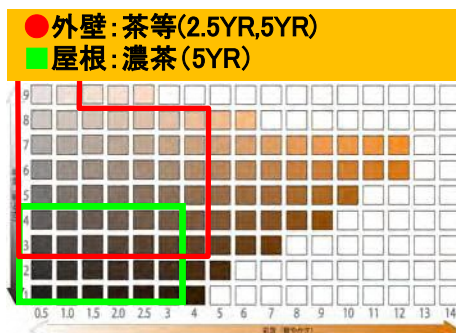
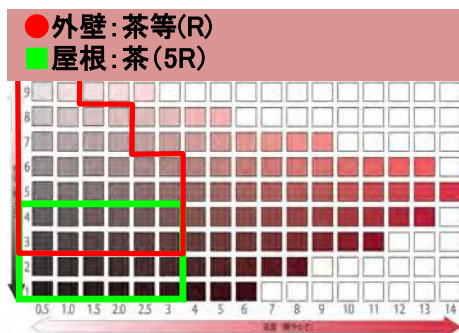
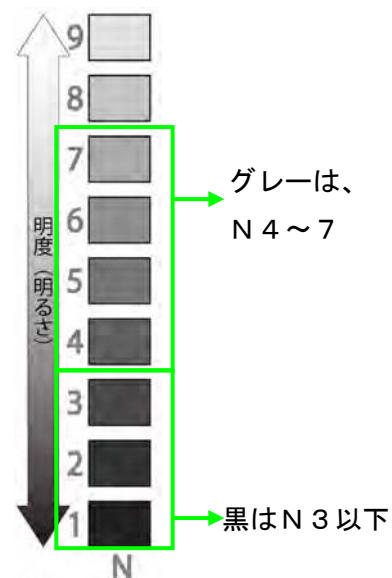
①外壁の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
	2.5Y、5Y	3、7～8	4以下
		3～8	4以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー・茶等を参考	
	その他	4～6	2以下



②屋根の色彩基準

色	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3 以下	1 以下
	その他	3 以下	
グレー	N	4 ~ 7	
茶	5 R	4 以下	3 以下
	Y R	6 以下	4 以下
濃茶	5 Y R	4 以下	3 以下
濃緑	2.5 G	3 以下	2 以下
濃紺	2.5 B	3 以下	2 以下

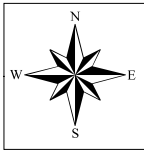


色彩基準では、建築物等の外壁と屋根について、色相毎に使用できる範囲を定めています。

外壁には□の範囲内の色彩、屋根には■の範囲内の色彩のみ使用できます。

※図版の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。

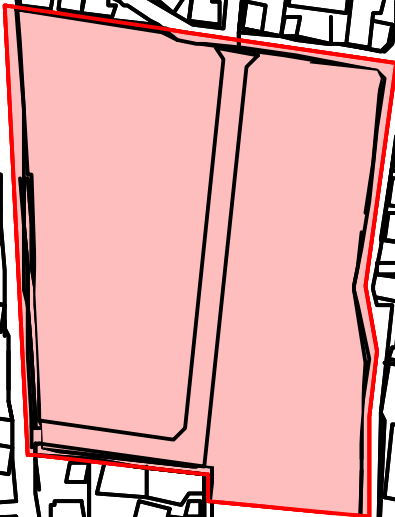
金沢市公
花き市
二口町



旧戸板小学校地区 地区計画

公設
卸売市場

若宮町



県道 安原 昭和町線

正田上荒屋線

凡例



地区計画の区域